指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護
指定短期利用共同生活介護・指定介護予防短期利用共同生活介護

＜ 重要事項説明書 ＞

１．グループホームきらら高田の概要

（１）事業所の概要

事業名	グループホーム きらら高田
所在地	青森市大字高田字川瀬３３４番地５
電話番号・ＦＡＸ	TEL ０１７（７３９）１８９１ ／ FAX ０１７（７３９）１８９４
介護保険事業所番号	０２９０１００７４２

（２）当事業所の職員体制（２ユニット分）

職　名	資　格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管 理 者	介護福祉士	１名	－	介護従事者	１名	・介護従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行います ・介護従業者に法令等において規定されている（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）短期利用共同生活介護の実施に関し、事業所の介護従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います
	介護支援専門員	１名	－	介護従事者	１名	
計画作成担当者	介護支援専門員	１名	－	介護従事者	１名	・適切なサービスが提供されるように介護計画を作成します ・関係、連携する機関等との連絡調整を行います
	介護福祉士	６名	－	介護従事者	６名	
	初任者研修	１名	－	介護従事者	１名	
介護従事者 （上記全職種を含む）	介護支援専門員	１名	－	管理者	１名	
	介護支援専門員	１名	－	計画作成担当者	１名	
	介護福祉士	１名	－	管理者	１名	
		６名	－	計画作成担当者	６名	
		３名	１名	－	４名	
	実務者研修	－	－	－	－	
	初任者研修	１名	－	計画作成担当者	１名	
	ヘルパー２級	１名	１名	－	２名	
	その他	１名	－	－	１名	
合 計		１５名	２名	－	１７名	－

（３）認知症研修受講状況

講習会名	受講者資格	常勤･非常勤の別	人数
認知症対応型サービス事業開設者講習	代表取締役		１名
認知症対応型サービス事業管理者研修	介護福祉士 （介護支援専門員取得者含む）	常　勤	６名
認知症介護実践リーダー研修	介護福祉士 （介護支援専門員取得者含む）	常　勤	４名
認知症介護実践者研修	介護福祉士 （介護支援専門員取得者含む）	常　勤	１１名
	初任者研修	常　勤	１名

（人数は受講延人数を表記しています）

（４）当事業所の設備の概要

	ユニットＡ	ユニットＢ
定　員	９名（全室１人部屋）	９名（全室１人部屋）
居室面積	９．９３㎡	９．９３㎡
ＬＤＫ	４２．２３㎡	４８．０２㎡
浴　室	３．７２㎡	４．１４㎡
脱衣所	３．７２㎡	３．３１㎡
トイレ	３ヶ所（内車椅子対応：２ヶ所）	４ヶ所（車椅子対応：２ヶ所）

２．事業所の特徴等

（１）運営の方針

① 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助します。

② 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。

③ 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送る事ができるよう利用者の心身状況を踏まえて、適切なサービスを提供します。

④ 事業の実施にあたっては、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者、居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとします。

⑤ 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

⑥ 事業所は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供するにあたっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

（２）サービス利用のために

事　項	備　　考
認知症高齢者の介護経験者	常時１人以上配置します。
従業者への研修の実施	随時実施します。

（３）サービスの利用に当たっての留意事項

面　会	面会時間 午前８時～午後７時
外出・外泊	外出の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て下さい。 外泊の際には、必ず行き先と外泊先の電話を申し出て下さい。
飲酒・喫煙	原則、禁止とさせて頂いています。
金銭、貴重品の管理	「預り金管理規程」に準じて定めます。
設備、器具の利用	使用の際、大切に扱って下さい。

３．サービスの内容

サービス	内　　容
食　事	（朝食）午前７時～　（昼食）午後１２時～　（夕食）午後５時～ ※その日の状況等により提供時間に変動がある場合があります。
入　浴	週に２回入浴していただきます。 ただし、利用者の状態に応じ、清拭・足浴となる場合もあります。
生活相談	事業所内の管理者を窓口とし、ケアマネージャー・その他従業者を含む対応とします。
介　護	日常生活における介護支援
健康管理	介護従事者による利用者全員の健康チェック（顔色、体温、便通等）を行い、月２回、契約訪問看護ステーションの看護師による健康チェックがあります。また、希望者には主治医又は協力医療機関への通院支援又は訪問診療（往診）依頼を行ないます。
レクリエーション	教養、娯楽的なもの、年、月毎の行事を取り入れます。
生活活動時間	６：００ ～ ２０：００

４．利用料金

（１）利用料金

※「介護保険負担割合証」に記載されている負担割合により、自己負担額は変動します。

①認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）・介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）

	１日当たりの利用料金	介護保険適用時の １日あたりの自己負担額 (1割)	介護保険適用時の １日あたりの自己負担額 (2割)	介護保険適用時の １日あたりの自己負担額 (3割)
要 支 援 ２	７，４９０円	７４９円	１，４９８円	２，２４７円
要介護度 １	７，５３０円	７５３円	１，５０６円	２，２５９円
要介護度 ２	７，８８０円	７８８円	１，５７６円	２，３６４円
要介護度 ３	８，１２０円	８１２円	１，６２４円	２，４３６円
要介護度 ４	８，２８０円	８２８円	１，６５６円	２，４８４円
要介護度 ５	８，４５０円	８４５円	１，６９０円	２，５３５円

・短期利用

	１日当たりの利用料金	介護保険適用時の １日あたりの自己負担額 (1割)	介護保険適用時の １日あたりの自己負担額 (2割)	介護保険適用時の １日あたりの自己負担額 (3割)
要 支 援 ２	７，７７０円	７７７円	１，５５４円	２，３３１円
要介護度 １	７，８１０円	７８１円	１，５６２円	２，３４３円
要介護度 ２	８，１７０円	８１７円	１，６３４円	２，４５１円
要介護度 ３	８，４１０円	８４１円	１，６８２円	２，５２３円
要介護度 ４	８，５８０円	８５８円	１，７１６円	２，５７４円
要介護度 ５	８，７４０円	８７４円	１，７４８円	２，６２２円

②初期加算　　１日　３００円（自己負担額　３０円）

・初期加算は、入所してから起算して３０日以内の期間について、入院・外泊期間を除き加算します。

③医療連携体制加算（Ⅰ）ハ　　１日　３７０円（自己負担額　３７円）

・概ね月２回、訪問看護ステーションの看護師による健康管理等（療養の世話、診療の補助、医療機関との連絡・調整、健康管理に関する相談・援助等）を行います。

・要介護１～５の方に対し、入院・外泊期間を除き加算します。

④若年性認知症利用者受入加算　１日　１，２００円（自己負担額　１２０円）

・入居者の年齢が４０歳以上６５歳未満の方に加算になります。

⑤認知症専門ケア加算Ⅰ　　１日　　３０円（自己負担額　　３円）
・認知症介護実践リーダー研修修了者が配置されているため、「認知症日常生活自立度Ⅲ」以上の方に加算になります。

⑥サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　１日　　２２０円（自己負担額　　２２円）
・介護福祉士の資格を有する者の割合が７０％以上配置及び勤続１０年以上の介護福祉士が２５％以上配置されているので、利用者の方に加算になります。

⑦介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　１ヶ月あたりの総単位数（基本サービス+各種加算減算）×155/1000
・1ヶ月の総単位数に１５．５％を乗じた単位を加算します。

⑧看取り介護加算・看取り介護終了日より遡って加算されます。
・死亡日以前３１～４５日　　１日あたり　　７２０円（自己負担額　　７２円）
・死亡日以前　４～３０日　　１日あたり　　１，４４０円（自己負担額　　１４４円）
・死亡日前日及び前々日　　１日あたり　　６，８００円（自己負担額　　６８０円）
・死亡日　　１日　　１２，８００円（自己負担額　１，２８０円）

⑨入院時費用　　１日　　２，４６０円（自己負担額　　２４６円）「月６日を限度」
・入院後３ヶ月以内に退院が見込まれる利用者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合に加算になります。

⑩科学的介護推進体制加算　　１ヶ月　　４００円（自己負担額　　４０円）
・科学的介護情報システム（LIFE・ライフ）へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCA サイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算です。

⑪退去時情報提供加算　　２５０単位／回（自己負担額　２５０円）「１人につき１回限り」
・医療機関へ退所する方へ、退所先医療機関に対して利用者等を紹介する際、利用者等の同意を得て当該利用者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に加算となります。

⑫新興感染症等施設療養費　　２４０単位／日（自己負担額　２５０円）「月１回、連続する５日を限度」
・利用者等が別に定める厚生労働大臣が定める感染症の発生及び感染時に、感染者の診療、相談対応、入院調整等を迅速に対応できる体制を平時から協力医療機関と構築している及び、連携した上で当該施設内で適切な感染対策を行いつつ該当する介護サービスを行った場合に算定します。

⑬食材料費　　１日　１，２５０円（おやつ代等込）

⑭その他の費用

日常生活費	①	理･美容代	実　費	
	②	オムツ代	実　費	
	③	医療費	実　費	
	④	テ レ ビ（個人持込利用）	月　額	１,０００円
	⑤	冷 蔵 庫（個人持込利用）	月　額	１,０００円
	⑥	電気毛布（個人持込利用）	月　額	１,０００円
	⑦	その他	・日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。 ・その他、項目に無いものについては、双方相談の上決定します。	

※月途中における入退去について、日割り計算としています。

⑪介護保険サービス以外の利用料

		日　額	月　額 （例：３０日間の場合）
生活基本料	家　賃	１日　１，０００円	３０，０００円
	水道光熱費（1月~12月）	１日　　３００円	９，０００円
	冷暖房費（1月~12月）	（月額）	４，０００円

※月途中における入退去について、日割り計算としています。

（２）料金の支払方法

毎月、５日頃までに前月利用分の請求書をお届け（郵送）いたします。支払い方法如何に関わらずお支払いいただきますと、領収書を発行致しますので大切に保管をお願いします。

お支払い方法は、銀行振込、口座引落、現金支払の３通りの中から自由にお選び下さい。

（３）入院期間中におけるグループホームの居住費や食費の取り扱い

入院期間中の料金は「家賃（日額 1,000 円）」「冷蔵庫（月額 1,000 円）※設置している場合」のみ算定いたします。

５．サービス提供の記録

（１）指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録（紙媒体及びＰＣソフトウェア等を含む媒体への記録）を行うこととし、その記録はサービス提供の日から２年間保存します。

（２）利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することが出来ます。

（３）入居に際して入居年月日及び事業所名称等を、退去に際して退去年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

６．サービスの利用方法及び留意事項

（１）サービスの利用申込、開始

①まずはお電話等でご相談下さい。あらかじめ日時を設定した上で、居宅又は入院医療機関先等へ当事業所従業者が電話又はお伺いし、利用者及びそのご家族等と面談する機会を設けます。その際に入居申し込みの可否を再確認し、入居を希望される場合には入居申込書に記入、提出をいただきます。

②入居申込者につきまして、指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護（要支援者）であって認知症である者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。

ⅰ認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
ⅱ認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
ⅲ認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
ⅳ常時医療的処置等が必要である者

③入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。

②短期利用型の利用条件としまして、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を利用している入居者が入院等にて一時的に空室となった居室を利用するサービスとなっています。（ただし現に入居している当該利用者及びその家族等が許可をした場合に限ります）
あらかじめ入居期間（最大で３０日間）を設定した上でご利用出来ます。

（２）サービスの利用終了

①利用者又はその家族等のご都合でサービスを終了する場合

・退所希望日の１ヶ月前までにお申し出下さい。

・短期利用型の場合、前日までにお申し出下さい。

②自動終了

以下の場合は、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が他の介護保険事業所に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が「非該当（自立)」「要支援１」と認定された場合

・利用者が亡くなられた場合

・短期利用型の場合、契約入居期間が終了した場合及び急変等にて病院又は診療所に入院となった場合

③その他

・利用者又はその家族等がサービス利用料金の支払いを１ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、催告期間以内に支払われない場合、または利用者又はそのご家族等が当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、１０日以上前に文書で通知しサービス契約を解除し、退所していただく場合があります。

・利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに１ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後１ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合

７．サービス内容に関する相談・苦情

（１）当事業所の相談・苦情窓口

（ 受付担当者兼解決責任者 ）　管理者　小笠原 広昌　・　鹿内 裕規

（ 電　話 ）　０１７－７３９－１８９１　（ＦＡＸ）０１７－７３９－１８９４

（ 受付日 ）　年中

(受付時間)　午前９時～午後５時まで

（２）相談・苦情に対する処理手順

①原則として、受付担当者兼解決責任者（以下「責任者」という。）が受け付けしますが、不在時等はその他従業者でも受け付けいたします。この場合、内容は詳細には聞かずに速やかに責任者へ引き継ぎます。(申出人からの話を何度も説明させないための配慮です。)

②相談・苦情の内容を確認し、受けた内容について解決するまでどの程度の時間がいただけるかを確認し、回答までの期限を伝達します。

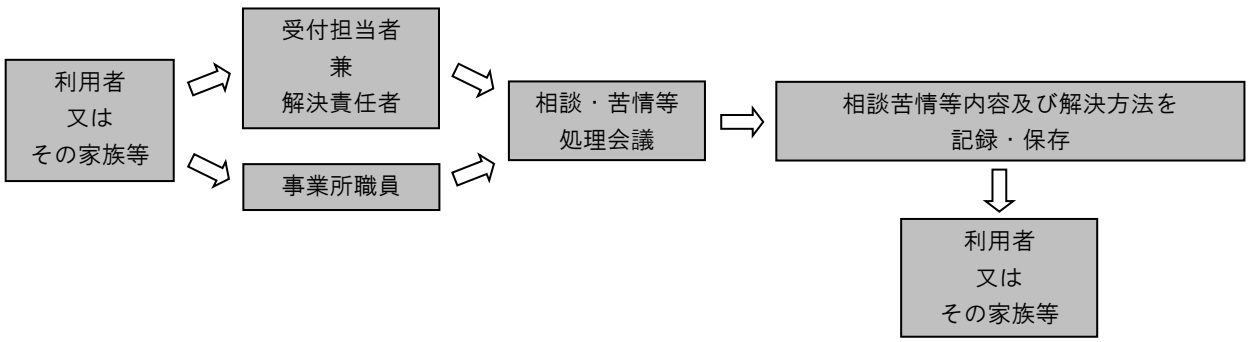
③事業所内において、責任者を中心として、相談苦情等処理のための会議を開催し、問題点及び内容の整理、検討、今後の改善策について話し合います。また、場合によっては関係従業者から事実確認の聴取も行います。

④責任者は、相談苦情等内容及び検討内容、改善策等に基づいて解決案を作成し、申出人と話し合い、解決に努めます。また、必要に応じて第三者委員からアドバイスを受けます。

⑤相談苦情処理会議にて検討した内容について、文書により回答し、説明の上、お渡しします。

⑥相談・苦情については、記録を残し、今後の再発防止を図ります。

（３）相談苦情等フロー図



（４）その他

当事業所以外の相談窓口として、お住まいの市町村行政機関又は青森県国民健康保険団体連合会等に相談・苦情を伝えることもできます。

・青森市役所 介護保険課 事業者チーム　　０１７－７３４－５２５７
・青森県国民健康保険団体連合会　　０１７－７２３－１３０１
・青森県運営適正化委員会　　０１７－７３１－３０３９

８．緊急時等の対応方法

（１）サービスの提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族等、介護支援専門員等へ連絡いたします。

主治医	医療機関名		医師氏名	
	住　所		電話番号	
ご家族	氏　名		続　柄	
	住　所		電話番号	

（２）重度化した場合における対応

①急性期における医師や医療機関との連携体制

・日中、夜間を問わず入居者の様態が急変した場合は、上記①の医療機関（主治医）又は協力医療機関である、あおもり協立病院（協立クリニック）へ連絡し受診します。また、緊急を要する場合には、救急隊へ連絡し医療機関まで搬送します。この場合、ご家族等、介護支援専門員にも状態の報告等の連絡を致します。

②看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等

・看取り介護に関しては、医師による一般的な医学的知見からの判断により、医療機関での対応の必要性が薄い、回復の見込みがないと判断された時に、本人または家族の意向を尊重して対応します。当事業所内での終末期ケアに関しては、医療機関、訪問看護ステーション等との連絡、連携を密にし、急変時等の場合はしかるべき対応を取ります。また、医療機関等での終末期ケアが必要な場合は、当事業所にて医療機関との連絡調整等の支援を致します。

③看取り介護の提供

・本人または家族の意向により、当事業所が提供する「看取り介護に関する指針」に同意し、本人または家族から看取り介護の依頼を受け、当事業所でも同意した場合に、作成する「看取り介護計画」に則り、サービスを提供します。

９．協力医療機関等

①事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじ　め、協力医療機関を定めるものとする。

②事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす　協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

・利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

・事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

③事業所は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

④事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

⑤事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。

⑥事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。

⑦事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする
⑧事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

９．虐待防止に関する事項

（１）事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとします。
①虐待防止のための対策を検討する委員会（オンラインミーティングツール等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図ります
②虐待防止のための指針の整備及び定期的な見直し
③虐待を防止するための定期的な研修の実施
④前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
（２）事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

１０．緊急やむを得ない場合の身体拘束

事業所は、当該利用者又は他利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、当該利用者家族等へ説明し、同意を得た上でその態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとし、定期的に見直し、解除へ向けて検討を重ねます。

１１．身体的拘束等の適正化のための対策

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催し、開催結果について従業者等に周知します。
（２）身体的拘束等の適正化のための指針の整備及び定期的な見直しを行います。
（３）介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施します。

１２．衛生管理等に関する事項

（１）利用者の使用する施設、食器その他の設備等又は飲用する水について、衛生的な管理に務めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
（２）食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等として、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
（３）事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね６月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知します。
②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修等を定期的に実施します。

１３．事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族等、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して取った処置等について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐ為の対策を講じます。尚、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当事業所は「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」と損害賠償保険契約を結んでおります。）

１４．非常災害対策

防火管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めると共に、当事業所内の消防関係設備の保守・点検を委託及び目視等によって管理し、非常災害に備えるため、年３回以上（内１回は水防訓練を実施）避難・救出その他必要な訓練を従業者及び利用者に対して行ないます。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

防災時の対応	従業者の誘導による避難及び初期消火
防火設備	非常口、消火器、火災報知器、火災通報装置、 水道連結型スプリンクラー
防火訓練	年２回以上の避難・消火・通報訓練等
防火管理者	管理者　小笠原 広昌

１５．業務継続計画の策定等

（１）事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

（２）事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

（３）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

１６．秘密の保持について

（１）当事業所の従業者及び従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしません。

（２）事業者は、当事業所の従業者である間及び従業者でなくなった後においても、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしません。

（３）事業者では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者及びその家族等の個人情報を用います。

１７．個人情報の保護

（１）事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

（２）事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとします。

１８．地域との連携

（１）事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

（２）事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。

（３）事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとします。

１９．その他

地域とのふれあいを大切にし、子供達又は地域団体等の訪問、見学を自由とします。

『個人情報利用同意書』

私（及び私の家族等）の個人情報の利用については、下記により必要最低限の範囲内で使用する事に同意します。又、グループホームきらら高田の事業の一環である、ホーム内での写真等の撮影・掲示・外部への活動報告としてのホームだより等への写真等の掲載及び、弊社ホームページへの画像掲示につきまして、個人情報（写真等による顔・姿）の利用について、下記により必要最低限の範囲内で使用する事に同意すると共に使用した広告、映像、印刷物、商品等について、使用されたことによる金銭的対価を求めないことに同意します。

１．使用目的及び使用許可項目（同意する項目に〇印、同意しない項目に×印を付して下さい）

	（１）介護サービスの提供を受けるにあたって、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者若しくは介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族等の状況を把握するために必要な場合。
	（２）上記（１）のほか、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者若しくは介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合。
	（３）現に当事業所で介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調を崩し又はケガ等で病院又は診療所に罹ったときで、医師・看護師等に説明する場合。
	（４）各季節行事等の際、撮影した写真等を活動報告としてホーム内へ掲示する場合。
	（５）各季節行事等の活動報告として、撮影した写真等を他関係施設や地域関係者へのホームだより等へ写真等を掲載し、それを発送する場合。
	（６）弊社ホームページ（ブログ等）において、写真（画像）を掲載する場合。

２．個人情報を提供する事業所
（１）居宅サービス計画若しくは介護支援計画等に掲載されている介護サービス事業所
（２）病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）

３．使用する期間
サービスの提供を受けている期間

４．使用する条件
（１）個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。また、関係者へも情報漏洩のないように努めてもらいます。
（２）個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録します。
（３）原則として、写真等の掲載のみとし、氏名の記載・提供はいたしません。